播総第243号 令和7年5月15日

(審査庁) 播磨町長 佐伯 謙作 殿

> 播磨町行政不服審査会 会長 斎藤 正寿

# 答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

諮問番号:令和7年諮問第4号

事件名:延滞金減免申請却下に係る審査請求(令和6年度第1号)

(別 紙)

諮問庁 播磨町長 佐伯 謙作 諮問日 令和7年3月21日 諮問番号 諮問第4号 答申日 令和7年5月15日 答申番号 答申第1号

# 答申書

(審査庁)

播磨町長 佐伯 謙作 様

播磨町行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 第1 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、債権管理課(処分庁)が審査請求人に対して令和 c 年 i 月 18 日付けで行った町税に係る延滞金の減免に関する規則(平成 13 年規則第 17 号)第 2 条の申請に対する却下処分に対し、審査請求人が、この処分は、不当である等と主張して、処分を取り消し、延滞金の全額免除又は一部免除の決定を求める事案である。

#### 第3 事実関係

1 関係法令等の定め(本件処分に係る根拠法令等)

町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条は、以下のいずれかの場合に おいて、延滞金の納付又は納入が困難であると認められる場合は対象となる 延滞金を減免することができると規定する。

(1) 滞納者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にかかったとき。

- (2) 滞納者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) 滞納者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 滞納者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) 滞納者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の 地方団体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務について軽減又は免 除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認 められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。
- (6) 滞納者の事業又は生活の状況により、その延滞金の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められたとき。

## 2 処分の内容及び理由

処分庁においては、確定申告書その他本人が減免申請等の際に債権管理課に提出した疎明資料という証拠から、収入があるという事実を認定し、町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条各号の規定と照らし合わせた結果、審査請求人は同条各号の規定にはいずれにも該当しないと判断し、審査請求人に対して却下処分を行なった。

### 3 審理手続及び調査審議の経過

年月日	概要
令和 c 年 j 月 17 日	審査請求人より本件に係る審査請求の提起がなさ
	れる。
令和 c 年 j 月 27 日	補正書案を本人に確認してもらうため、郵送
令和 c 年 k 月 1 日	補正書案について、修正等ない旨電話で本人から
	回答あり
令和 c 年 k 月 2 日	補正命令文書を発送
令和c年1月1日	補正書受領
令和 c 年 1 月 8 日	審理員指名、審査請求書・弁明書提出要求の決裁終
	了
令和 c 年 l 月 11 日	審理員指名の通知を審査請求人に送付
令和c年1月15日	債権管理課から弁明書を受領
令和 c 年 1 月 25 日	弁明書を審査請求人へ送付
令和 c 年m月 13 日	口頭意見陳述申立書を受領(反論書の提出はない
	旨電話にて確認済)
令和 c 年m月 27 日	口頭意見陳述実施通知書、質問概要書面の作成依
	頼発出
令和 d 年 e 月 16 日	質問概要書面受領
令和 d 年 e 月 24 日	口頭意見陳述実施

令和 d 年 f 月 21 日	審理員意見書作成
令和 d 年 f 月 21 日	行政不服審査会への諮問、諮問通知書発出
令和 d 年 f 月 27 日	行政不服審査会実施
令和 d 年 h 月 15 日	行政不服審査会から審査庁へ答申

## 第4 審理員意見書の要旨

# 1 審理段階における審理関係人の主張

# (1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、生活困難及び行政対応の不備を理由に、延滞金の減免を求めている。

### ア 生活困難の主張

- ・ b 年度の収入減少により住民税非課税となり、生活が苦しい。
- ・障害者2名を扶養しており、働ける環境にない。
- ・借金や住宅ローンの負担が重く、不動産も差し押さえられている。

### イ 行政対応への不満

- ・延滞金減免申請がわずか 1 週間で却下され、十分な審査が行われていないと感じる。
- ・債権管理課の対応が威圧的であり、人権侵害に当たると感じる。
- ・本税の滞納はなく、マンション差押えの合理性が疑問である。

#### ウ 法的及び倫理的な主張

- ・日本国憲法第25条の「最低限度の生活を営む権利」が侵害されている。
- ・障害年金は障害者本人の生活費であり、所得と見なされるべきでない。
- ・延滞金の支払いが生活保護の原因になるのは本末転倒であり、免除が必要である。

## (2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人の主張に対し、以下の理由で延滞金減免の却下が適 法であると主張している。

### ア 法的根拠

延滞金の減免は「納付が困難なやむを得ない理由」がある場合に認められる。

# イ 審査請求の主張への反論

- ・審査の期間:申請書受付から決定まで十分な期間があり、適切な審査を実施した。
- ・生活困難の主張:世帯収入は生活保護基準を上回っており、延滞金の支払 いは可能である。
- ・住宅ローンの主張:地方税優先の原則により、ローン返済を理由とする免除は認められない。
- ・差し押さえ:過去の差し押さえとは別件であり、法律等に基づいた措置である。

- ・障害年金の扱い: 非課税収入ではあるが、生活資源として判断の対象になる。
- ・憲法違反の主張: 町税に係る延滞金の減免に関する規則は地方税法に基づいており、憲法違反には当たらない。

### ウ結論

生活困難の理由は認められず、減免の要件を満たさないため、却下は適法かつ妥当であり、審査請求は棄却されるべきである。

# 2 審理段階における論点整理

本件処分は、審査請求人が町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条に該当するかどうかが争点となる。この点については、審査請求人及び処分庁が提出した各資料を基に判断する必要がある。

これ以外の審査請求人のその他の主張は、本件処分と直接関係するものではないため、判断する必要がない。

### 3 審理員意見の理由

# (1) 審理員が認定した事実

審査請求人及び処分庁が本件にあたり提出した各疎明資料の中で、以下の 資料で審査請求人に収入があることを証明することができる。

- · 令和 a 年分確定申告書
- · 令和 b 年分確定申告書
- ·家計収支表(現在納付能力調查)

#### (2) 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第4の2で記載したとおり、審査請求人の生活困難という主張が、町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条第6号に規定する「やむを得ない事由」に該当するか否かである。

この点、1で認定した事実は「収入がある」と判断できるものではあるものの、収入の額から延滞金を徴収した結果到底生活できないこととなる場合は「やむを得ない事由」に当たると考えられる。

一方で、その判断は、まず当該者が生活保護費を受給した場合の金額を下回るかどうか、次に差し押さえ可能な財産の有無と段階的にすることになるが、第一段階である生活保護費の基準を上回る収入額であったため、上記事実は「やむを得ない事由」に該当するといえない。

これらのことから、処分庁が行った却下という処分は、適法なものと考えられる。

### (3) 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第2項の規定により、 棄却されるべきである。

### 第5 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
  - (1) 生活困難による延滞金納付困難の主張
    - ・ b 年度は住民税非課税で所得がほぼなく、 c 年度も収入が減少している。
    - ・コロナ禍、物価高騰等の影響で経営が悪化し、生活費のやりくりが困難 である
    - ・借金(国税、住宅ローン等)も多数抱えており、不動産差押えも受けた。
    - ・扶養家族2名は障害者であり、家計に労働収入を得られない状態である。
  - (2) 延滞金の免除が必要な理由
    - 本税はすでに納付済みである。
    - ・延滞金の支払いは生活の破綻につながり、生活保護の受給に至る可能性 がある。
    - ・生活の再建及び安定を優先させるため、延滞金の全額免除又は一部免除 を求める。
  - (3) 手続への疑義・不満
    - 申請から処分までの期間が短く、十分な審査が行われなかったと感じている。
  - (4) 法的・倫理的観点からの主張
    - ・障害年金は本人の最低限の生活費であり、納付資力とみなすべきでない。
    - ・コロナ禍による長期的影響にも言及し、柔軟な対応を求めている。

### 2 処分庁の主張

- (1)減免申請却下の法的根拠
  - ・「町税に係る延滞金の減免に関する規則」第1条第6号に、延滞金の減 免は「やむを得ない理由」がある場合に限ることが規定されている。
  - ・申請内容を検討した結果、「やむを得ない理由」に該当しないと判断した。
- (2) 納付能力の認定
  - ・審査請求人の確定申告によれば、給与及び事業収入があり、最終的な所 得も一定額あることが分かる。
  - ・家計収支表は参考資料としつつも、申告所得の方が客観的かつ信頼性が

高いと判断している。

・生活保護水準と比較しても、世帯全体の収入は明らかに上回っており、 生活困窮とは評価しがたい。

## (3) 資産等の状況

- ・居住用資産を含む一定の資産保有が確認できる。
- ・徴収行政としては、収入又は差押可能な資産がある限り、免除の要件は満たされないと判断できる。

### (4) 手続の正当性

- ・申請受付は令和 c 年 g 月 15 日であり、必要書類の提出が i 月 14 日。その 4 日後に却下処分通知を行っている。
- ・十分な期間を確保して審査しており、拙速との指摘には当たらない。
- ・ 処分庁としては申請者の主張及び状況を踏まえても、適正な手続きと判断を経て却下している。

## 第6 論点整理

本件処分は、町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条第6号に規定する「滞納者の事業又は生活の状況により、その延滞金の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められたとき。」に該当するか否かを判断するものである。

審査請求人が提出した令和b年分の確定申告書により、一定の給与及び事業収入があったことは明らかであり、これについては客観的な資料によって確認され、審査請求人も争っていない。また、審査請求人の生活に経済的困難があることや、扶養家族に障害者が含まれることも申請書等から把握でき、処分庁もその事実を否定していない。

一方で、「やむを得ない理由」に該当するか否か、すなわち、審査請求人の生活の状況が延滞金の納付を著しく困難とする程度のものであるかについては、客観的な資料に基づく評価が分かれ得る部分であり、審査請求人もこの点について処分庁の判断を争っている。

したがって、本件審査請求においては、審査請求人の「事業又は生活の状況」が、延滞金の納付又は納入を困難とする「やむを得ない理由」に該当するかどうかについて、審査基準との適合性を踏まえて判断する必要がある。

#### 第7 答申の理由

### 1 認定した事実

### (1) 収入状況

・審査請求人の令和 b 年分確定申告書から、一定の給与収入及び事業収入

が確認できる。併せて源泉徴収税額が全額還付されている点も確認できる。

・事業所得に関しては令和b年分青色申告書から、事業売上に対し通信費が約23%を占めていることが確認でき、このような高額な通信費が計上されていることに関して特段の注目をせざるを得ない。

### (2) 生活状況

・家計収支表の支出項目を見ると、家賃、地代等と住宅ローンが別々に計上されている点の理解が難しく、また教育・自動車ローン、消費者金融返済等に支出している点については、納付能力を判断する上で重要な根拠となりうる。

# (3) 困窮状況

- ・審査請求人の扶養家族には2名の障害者がおり、そのために生活が困難 であることが主張されており、その点は理解できる。
- ・審査請求人は、多額の借金(住宅ローン)を抱えており、生活に不安が あることも理解できる。

# 2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第6で整理したとおり、審査請求人の「事業又は 生活の状況」が、町税に係る延滞金の減免に関する規則第1条第6号に規定 する「やむを得ない理由」に該当するか否かである。

この点について、審理員意見書は、上記の事実(収入状況、扶養家族の障害、借金等)に基づき、審査請求人の生活が困窮していることは認めるものの、生活保護基準を上回る収入が確認されているため、これらの事実が「やむを得ない理由」に該当するものではないと判断した。

一方、審査請求人は調査審議の過程で、収入減少、借金、差押え、扶養する障害者がいること等を挙げ、生活が逼迫しており延滞金の支払いは困難であると引き続き主張している。

しかしながら、処分庁から提出された令和b年分確定申告書及び青色申告決算書等によれば、審査請求人には延滞金支払いが見込める程度の給与所得及び事業所得が確認されている。また、家計収支表における支出項目の中においては、家賃、地代と住宅ローンが別個に計上され、教育・自動車ローン、消費者金融への返済なども確認されている。さらに、事業経費のうち通信費が著しく高額である点についても、経費の見直しにより生活改善の可能性があると判断された。

これらの点を考慮すると、審査請求人の「事業又は生活の状況」には困難な側面があるものの、それが直ちに延滞金の納付又は納入を困難とする「や

むを得ない理由」に該当するとは認められない。

したがって、処分庁が行った本件延滞金減免申請に対する却下処分は、町税に係る延滞金の減免に関する規則に基づき、適法かつ妥当なものであり、これを違法又は不当とする理由は認められない。

## 第8 まとめ

以上のとおり、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁 の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

# 第9 付言

審査請求人が訴えるように、長年にわたる納税負担や生活不安から精神的負担が大きいことは理解される。今後は、納税者への丁寧な対応と適切な説明が一層求められる。また、審査請求人が主張する、「障害年金は障害者本人の所得であり、延滞金納付能力の収入に算入すべきではない」という点については、一概に是非を定めることのできないデリケートな問題であり、本審査会とは別に個別事例に即して審議が求められるところである。それゆえ、本件では、この点の是非の判断はしなかったものの、審査請求人のおかれる状況に鑑み、障害年金を収入から除外して、「事業又は生活の状況」を総合的に判断し結論に至ったものである。

播磨町行政不服審査会